

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

市町村名 (市町村コード)	木津川市 (262145)
地域名 (地域内農業集落名)	高麗 (北河原、神童子、椿井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 2 日 (第 5 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、主に3つの課題から、遊休農地の更なる増加が懸念される。
1. 担い手の数が少ないため、担い手を確保する必要がある。
2. 農地の分散により作業の効率が悪いいため、効率化を図る必要がある。
3. 有害鳥獣の被害により作物の収穫が難しいため、被害の対策を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

1. 専業農業者のみでは農地の適切な管理が難しいため、兼業農家、家庭菜園、市民農園等による農地利用を奨励し、多様な担い手を確保する。
2. 担い手への農地の集約化や、場所別に奨励作物を設けるなどして農作業の効率化を図る。
3. 放任果樹の残渣(ざんさ)を管理し、有害鳥獣の被害の対策をする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	140 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

- | |
|---|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| 地域が主体となり地元農業委員はじめとする関係機関と調整しながら、農地中間管理機構を通じて担い手の集積・集約化を進める。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域が主体となり地元農業委員はじめとする関係機関と調整しながら、担い手の意向を踏まえて農地バンクなどを活用する。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| 担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の実施を必要に応じて検討する。 |

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

兼業、家庭菜園、市民農園等による農地活用を奨励し、地域が主体となり関係機関と連携して、多様な担い手に情報提供を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①雑草の除去や残渣の管理及び補助金事業の活用により、鳥獣害対策を進め農地の保全に取り組む。